

第4部 金融検査

第22章 平成16検査事務年度の概観

I 「金融再生プログラム」等を踏まえた対応

16検査事務年度（16年7月～17年6月）は、金融再生プログラムにおける主要行の不良債権問題解決の総仕上げの年にあたることを踏まえ、主要行グループに対する深度ある検査を一層推進するとともに、ペイオフ解禁拡大への対応状況を検証した。これらに加え、中小企業の再生と地域経済の活性化、利用者保護の重視等といった金融機関を取り巻く環境への的確に対応するため、以下の重点事項などを盛り込んだ「平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」（16年7月28日公表）等に基づき、厳正で実効性ある検査を実施した。

1. 強固で活力ある金融システムの構築に向けた対応

(1) 主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

- ① 主要行の自己査定と検査結果の格差公表
- ② 16年9月期について前期のフォローアップにとどめず特別検査を実施
- ③ 必要に応じ、大口与信管理態勢検査を実施

(2) ペイオフ解禁拡大への対応状況の検証

2. 中小企業再生や地域活性化への貢献に係る対応

- (1) 地域金融機関における中小企業再生に向けた支援の取組み状況の検証
- (2) 中小企業の経営実態等に即した検査の推進

3. 金融機関の利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた対応

- (1) 顧客情報管理態勢の検証
- (2) 説明責任の履行状況等の検証
- (3) 苦情等処理態勢の検証
- (4) 検査情報受付窓口の設置

4. 検査態勢の充実等

II 金融改革プログラム等を踏まえた新たな金融検査の取組み

以上のような検査等を実施していく中、検査を取り巻く状況をみると、金融改革プログラム（16年12月24日公表）にあるように、金融行政は、不良債権問題の緊急対応を脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行しつつある状況となった。そして、金融行政は、今後、民の活力を中心に、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを目指

していくこととなった。

金融検査においても、こうした局面の転換に的確に対応し、新たな目標を達成していくために、ふさわしい機能としていく必要が生じた。このため、金融検査は、今後、

- ① 金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みの促進
- ② 検査の透明性・予測可能性等の向上や「双方向の議論」の促進
- ③ メリハリのある検査の実施やその更なる効率化の推進

等といった点に配慮していくこととした。

これらを踏まえ、金融検査における新たな取組みとして、17年7月1日、「金融検査に関する基本指針」、「検査モニター、意見申出制度等の検査上の運用改善」及び「金融検査評定制度」(注)を策定・公表した。

(注) これら3つの施策は、第24章に詳述。